入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付す。

令和８年11月11日

支出負担行為担当官
九州防衛局長　伊藤和己
（公 印 省 略）

１　工事概要

(1) 工事名　春日（８）火薬庫新設土木工事

(2) 工事場所　福岡県春日市

(3) 工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。

・火薬庫Ａ新設に係る建物付帯土木工事　一式

・火薬庫Ｂ新設に係る建物付帯土木工事　一式

(4) 工期　契約締結日の翌日から令和９年10月29日まで

(5) 本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

(6) 本工事は、現場閉所により週休２日を確保する「完全週休２日制工事（土日）」の試行対象工事である。

(7) 見積参考資料の交付について

本工事は、一般競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格があると認められた者に対し、入札説明書に示す入札書の提出期限の６日前（行政機関の休日を除く）（令和８年12月18日）までに見積参考資料を交付する試行工事である。

なお、「見積参考資料」は、建設工事請負契約書第１条の設計図書には該当せず、見積書作成の参考資料であり、その有効期限は本工事の開札日までとする。

(8) 指定品目の精算について

本工事に含まれる指定品目の精算に当たっては、建設工事請負契約書第27条第５項に基づく請求（単品スライド）があった場合において指定品目を１品目としてスライド判定を行う（「特例措置」）又は、実際の購入金額を基に設計変更を行うことを受注者が選択可能である。

(9) 単品スライドの「特例措置」による精算について

特記仕様書に記載する指定品目については、契約後に建設工事請負契約書第27条第５項（単品スライド）による請求があった場合、１品目としてスライド判定を行う（「特例措置」）ものとする。

(10) 指定品目の設計変更による精算について

特記仕様書に記載する指定品目については、実際の購入金額を基に設計変更を行うことが可能である。

ただし、指定品目に係る別途調達経費についての設計変更内容は、工事請負契約書第27条(スライド条項)の対象外とする。なお、全体スライドまたはインフレスライド請求があった場合には、労務費のみスライドの対象とする。

(11) 本工事は、賃上げを実施する中小企業等に対して総合評価における加点を行う工事である。

(12) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

(13) 本工事は、受注企業の支援を前提とした監理技術者等に求める同種工事の経験の大幅な緩和を行う試行工事である。なお、契約後は、企業としての監理技術者等支援策を施工計画書等に記載し提出するものとし、監理技術者等支援を未実施の場合には、工事成績評点を減ずることとする。

(14) その他

ア　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者に申請のうえ紙入札方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えるものとする。申請の方法は、入札説明書による。

イ　本工事は、契約の一連の手続を電子契約システムで行う工事である。ただし、電子契約システムにより難い場合は、発注者に届出のうえ紙契約方式に代えることができるものとする。

2　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない。

(2) 防衛省における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「土木一式」で級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望している（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でない。

(4) 防衛省競争参加資格の「土木一式」に係る総合審査数値（資格審査結果通知書の記３の総合審査数値欄の点数）が760点以上である。

(5) 同種工事として、次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有する。

なお、元請けにおける工事の場合及び防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の５職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完了した工事においては、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、工事が完了していることが分かる発注者の証明をもって、65点以上の工事とみなす。以下、監理技術者又は主任技術者における施工経験において同じ。

① 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして、完成・引渡しを完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち土木工事（造成工事、法面工事、舗装工事、汚水排水工事、雨水排水工事、上下水道工事のいずれか１つ以上）を施工した実績を有する。

② 平成23年度以降入札公告日までに、完成・引渡しを完了した工事のうち、防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち､土木工事(造成工事、法面工事、舗装工事、汚水排水工事、雨水排水工事、上下水道工事のいずれか１つ以上）を施工した実績を有する。

(6) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置出来ること。ただし、建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任とする。

専任期間は、現場説明書のとおり。

なお、本工事において、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合の詳細は、入札説明書による。

ア １級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお､「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

・技術士（技術部門が建設部門（選択が建設部門とするものに限る））

・これと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

イ 同種工事として、次の①又は②のうちいずれかを施工した経験を有する者であり、現場施工期間の1/2以上の期間の経験を有していること（現場施工期間とは、契約工期のうち準備工期間、工事完成検査後の後片付け等のみが残っている期間を除いた期間をいう。）。

※ なお、現場施工期間を証明できる資料（実施工程表など、現場施工期間に配置されていた証明）を提出するものとする。）。

① 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして、完成・引渡しを完了した工事のうち、土木工事（造成工事、法面工事、舗装工事、汚水排水工事、雨水排水工事、上下水道工事のいずれか１つ以上）を施工した経験を有する者。

② 平成23年度以降入札公告日までに、完成・引渡しを完了した工事のうち、防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、土木工事（造成工事、法面工事、舗装工事、汚水排水工事、雨水排水工事、上下水道工事のいずれか１つ以上）を施工した経験を有する者。

ウ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ 入札公告日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある。

(7) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び実績等の有無を確認できる資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に､九州防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(通達)（防整施(事)第150号。28．３．31）に基づく指名停止を受けている期間中でない。

(8) 九州防衛局が発注した「土木一式工事」のうち、令和６年度及び令和７年度に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上である。

(9) 上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でない。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がない。詳細は入札説明書による。

(11) 九州防衛局の管轄区域（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県）内に建設業法の許可（本工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在する。

(12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でない。

(13) 情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

３　総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次のアからオとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業の施工能力

イ　企業の信頼性

ウ　その他（ペナルティ）

エ　賃上げの実施に関する評価

オ　施工体制

(2) 総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　技術資料の内容に応じ、(1)アからエの評価項目ごとに評価を行い、得られた「評価点数の合計値」が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち最も高い者に30点の加算点を付与する。

その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を加算点として付与する。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は(1)オの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、「評価点数の合計値」を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) 施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

(4) 落札者の決定方法等

ア　入札参加者は、価格及び(1)アからオまでをもって入札を行い、次の各要件に該当する者のうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

(ｱ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(ｲ) 評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らない。

(ｳ) 技術評価点が標準点（100点）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法は電子くじとし、詳細は発注者から指示をする。

(5) その他　受注者の責めに帰すべき事由により入札時の(1)の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減点する。詳細は入札説明書による。

4　入札手続等

(1) 担当部局

〒812－0013　福岡県福岡市博多区博多駅東２－10－７　福岡第２合同庁舎
九州防衛局総務部契約課
TEL　092－483－8829　　FAX　092－472－2345

(2) 入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　令和８年11月11日から令和９年１月15日まで（行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、９時から18時まで。ただし、最終日は17時まで。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター
https://www.dfeg.mod.go.jp

ウ　交付方法　全て、電子データで交付を行う。
文書類　：PDF、Word
図面類　：PDF
数量表等：Excel
申請書類：Word、Excel
なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済みのもの）を(1)に持参、郵送（配達記録が残るものに限る。）又は託送（配達記録が残るものに限る。）（以下「郵送等」という。）、若しくは電子メールにより提出（電子メールにより提出する場合は、(1)の担当部局へ電話連絡するものとする。以下同じ。）するとともに、データを保存するために必要なＣＤ－Ｒ（未使用に限る。）１枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を持参又は郵送等により提出する。

この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、九州防衛局のホームページより入手可能である。

（https://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/contract/construction/index.html）

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等

ア　提出期限　令和８年11月24日　12時

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料の容量が10MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

(4) 入札書の受領期限等

ア　受領期限　令和８年12月28日　12時

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送等により提出する。電子メールによる提出は認めない。提出方法の詳細は入札説明書のとおり。

(5) 開札の日時及び場所

ア　日時　令和９年１月18日　13時30分

イ　場所　九州防衛局　会議室

5　その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金　免除

(3) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行福岡支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　九州防衛局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　九州防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の１（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を受けた者との契約については請負代金額の10分の３）以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
イ　申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札
ウ　入札に関する条件に違反した入札

(5) 配置予定の監理技術者等の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、低入札価格調査を行うので、協力しなければならない。

(7) 専任の監理技術者等の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者等とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。

(10) 契約書作成の要否　要。

(11) 関連情報を入手するための照会窓口　上記４(1)に同じ。

(12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記２(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていない者も上記４(3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、上記２(2)から(4)までに掲げる事項を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 詳細は、入札説明書による。